

いづみや薬局

八戸市大字番町三五の一

二六・二六

青森県告示第百四十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
訪問看護ステーション西町	八戸市柏崎二丁目八の二一	平成 二六・八一
訪問看護事業所共	弘前市大字清原二丁目一〇の二〇	二六・一〇・六
あおかい訪問看護青森東	青森市浪打二丁目一四の三 J M G R L 三階	二六・一・三
いとう外科内科クリニック	平川市尾上栄松一三三の六	二六・一・三
なんば耳鼻咽喉科	弘前市大字高田五丁目二の三	二六・二・一
おおわに内科クリニック	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一〇五の六	"

青森県告示第百四十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に前	変更に後	区 分	名 称	所 在 地	年 指 月 日 更
リヴ調剤薬局長島店	沖館薬局長島店			青森市長島二丁目八の三	平成 二六・二・一

青森県告示第百四十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 指 定 医 分 の	氏 名	名 称	所 在 地	診 療 担 当 科 名	年 指 月 日 定
医 難 病 指 定	森本 武史	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野一丁目	呼吸器科	二六・二・七
医 難 病 指 定	水尻 栄	おおわに内科クリニック	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一〇五の六	内科	二六・二・一
医 難 病 指 定	山口 公平	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野一丁目	消化器・血液内科	"
医 難 病 指 定	田崎 博一	一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	精神科、心療内科、内科	平成 二六・一・三

青森県告示第百五十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医の区分
藤田 均	佐藤 光亮	藤田 均	佐藤 光亮	氏 名
外ヶ浜町国民健康保険中央病院	外ヶ浜町国民健康保険中央病院	外ヶ浜町国民健康保険中央病院	外ヶ浜町国民健康保険中央病院	主として指定難病の診断を行う医療機関
東津軽郡外ヶ浜町の四二	東津軽郡外ヶ浜町の四二	東津軽郡外ヶ浜町の四二	東津軽郡外ヶ浜町の四二	名 称
三戸郡五戸町字沢向一七の三	三戸郡五戸町字沢向一七の三	三戸郡五戸町字沢向一七の三	三戸郡五戸町字沢向一七の三	所 在 地
内科	内科	内科	総合診療部	担当する診療科名
"	"	"	"	変更年月日
			平成二六・四・一	

青森県告示第百五十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したため、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定医	指定医の区分	氏 名	氏 名	氏 名
小俣 高宏	氏 名	小俣 高宏	小俣 高宏	小俣 高宏
やわたくり	主として指定難病の診断を行う医療機関	やわたくり	やわたくり	やわたくり
八戸市大字八幡字下樋田一の四	名 称	八戸市大字八幡字下樋田一の四	八戸市大字八幡字下樋田一の四	八戸市大字八幡字下樋田一の四
内科	所 在 地	内科	内科	内科
平成二六・三・三	担当する診療科名	内科	内科	内科
	指定辞退年月日			

青森県告示第百五十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定医	指定医の区分	氏 名	氏 名	氏 名
大谷 啓介	氏 名	大谷 啓介	大谷 啓介	大谷 啓介
三戸町国民健康保険三戸中央病院	主として指定難病の診断を行う医療機関	三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸町国民健康保険三戸中央病院
三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一	名 称	三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一	三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一	三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一
総合診療科	所 在 地	総合診療科	総合診療科	総合診療科
平成二六・三・三	担当する診療科名	総合診療科	総合診療科	総合診療科
	指定取消年月日			

青森県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、プルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨ－ネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨ－ネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨ－ニン検査

青森県告示第百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で肥育に供する目的で飼育している馬以外の馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

3 実施区域内で飼育している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬パラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所

長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十九年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人農業郷hibiki

三 代表者の氏名

日野口 敏章

四 主たる事務所の所在地

十和田市東十五番町五五の三

五 定款に記載された目的

この法人は、精神的・知的・身体的な障害を持つ人たちが、市民としての自覚と社会性を培っていくために、農を楽しむ地域コミュニティと共に歩を進める場を設け、地域住民と障害者との円滑な共生意識を持つことにより、青森県の福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社下田組

二 代表者の氏名 下田巧

三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目二四の一五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第一〇〇〇号

五 取消年月日 平成二十九年二月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、大土工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十九年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社西浦メンテサービス
- 二 代表者の氏名 小川洋一郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目七の三八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第三〇〇一五一号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成二十九年二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十九年三月三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

講習会の日時及び場所

開	催	日	時	講
年月日	受付時間	講習時間	講習場所	
平成二十九年 六月四日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から午 後四時まで	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育セン ター	
七月二十日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	
八月十八日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署	

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十九年三月三日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習会の日時及び場所

年月日	受付時間	講習時間	講 習 場 所
平成二十九年 四月十三日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	つがる市木造若緑五二 つがる市生涯学習交流セン ター「松の館」
四月二十日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署
五月九日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
五月十七日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
五月二十六日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根川原五五 三戸町中央公民館
六月十三日	"	"	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署
六月二十七日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 黒石警察署

七月八日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育セン ター
七月二十六日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
八月十七日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
八月三十一日	"	"	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 二〇七 鰺ヶ沢警察署
九月九日	"	"	八戸市大字売市字奥遊下三 八戸市スポーツ研修セン ター
九月二十八日	"	"	三戸郡五戸町字下毛沢向一 三の六 五戸警察署
十月十二日	"	"	上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署
十月二十九日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根川原五五 三戸町中央公民館
十一月二十六日	"	"	弘前市大字末広四丁目一〇 の二 弘前市総合学習センター
十二月十四日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一 の二 野辺地警察署
平成三十年 一月十七日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育セン ター
二月十四日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月六日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 黒石警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格
 - 青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮

影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。

- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 五 講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

正 誤

団体経営改善課

発行年月日 平成元二二三 第四二六五号	区分 規則	番号 第四号	ページ 一	段 下	行 後ろか ら一	誤	正
						平成二十九年十二月十九日	平成二十八年十二月十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭